

## 令和2年度 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学 卒業延期制度実施要領

### 1. 卒業延期制度とは

卒業延期制度は、東海学院大学短期大学部及び東海学院大学（以下「本学」という。）に、卒業の要件を満たす者が引き続き在学することを希望する場合に、卒業を延期し、在学することを認める制度である。

### 2. 出願資格

次の要件をすべて満たす者とする。

- ①学則に規定する卒業の要件を満たすこと
- ②引き続き在学することにより、在学期間が、学則に規定する年数を超えないこと
- ③当該学期までの授業料等の納付金を完納していること

### 3. 在学期間

卒業延期制度による在学期間は、原則として1年とする。

### 4. 手続き

- (1) 卒業延期制度の適用を希望する者は、卒業延期願【様式第1号】に必要事項を記入し、指定の期限までに教務課に提出すること。

前期願出期限：令和2年9月24日（木）～令和2年9月29日（火）18時

後期願出期限：令和3年3月5日（金）～令和3年3月8日（月）18時

- (2) 卒業の延期を許可された者に対しては、卒業延期許可証【様式第2号】を交付する。
- (3) 卒業の延期を許可された者は、指定の期日までに卒業延期在籍料を納付すること。期日までに納付しなかった場合は、卒業延期の許可を取り消し、本来卒業すべき年度・学期の終了日の卒業とする。

卒業延期在籍料 半期 100,000 円（半期ごとに納入）

前期納入期日：令和2年10月9日（金）

後期納入期日：令和3年3月23日（火）

- (4) 卒業の延期を許可された者が、卒業延期期間中に、本学が認める範囲内で授業科目を履修する場合は、指定の期日までに授業料を納付すること。期日までに納付しなかった場合は、授業科目の履修を取り消すこととする。

授業料 1単位 20,000 円

前期納入期日：令和2年10月30日（金）

後期納入期日：令和3年4月30日（金）

### 5. 卒業延期許可の取り消し

卒業延期を許可された者が、事情変更により本来卒業すべき年度・学期の終了日の卒業を希望する場合は、卒業延期許可取消願【様式第3号】に必要事項を記入し、指定の期限までに教務課

に提出すること。

前期願出期限：令和2年9月29日（火）18時

後期願出期限：令和3年3月8日（月）13時

卒業延期許可の取り消しが認められた場合、既納の卒業延期在籍料等の納付金を全額返還する。但し、発行された卒業延期許可証【様式第2号】等を必ず返還すること。なお、願出時期によっては、卒業式当日に卒業証書の授与ができない場合がある。

#### 6. 卒業延期期間の変更

卒業延期を許可された者が、事情変更により卒業延期期間の変更を希望する際は、延長を希望する者にあたっては、卒業延期期間終了の2週間前までに、短縮を希望する者にあたっては、卒業を希望する年度・学期の卒業式の2週間前までに、教務課に申し出るとともに、卒業延期期間変更願【様式第4号】を提出しなければならない。ただし、短縮の場合において、既納の卒業延期在籍料及び授業料等の返還は行わない。

#### 7. 卒業延期期間中の身分等

- (1) 卒業延期を許可された者は、本学在籍生として、本学の学則等が適用される。また、本学の各種施設利用、学生教育研究災害傷害保険の加入、学割発行等の学生支援制度を利用することができる。
- (2) 卒業延期期間中は、休学を認めない。
- (3) 卒業延期期間中は、本学が認める範囲内で学習支援プログラム及び就職支援プログラムに参加することができる。
- (4) 卒業延期期間中は、本学の留学制度に基づく留学を認めることとする。